

選挙での「郵便等による不在者投票制度」のお知らせ

【1】郵便等による不在者投票ができます

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの方で、次の表に該当される方は、**選挙のとき自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行うことができます。**この制度を利用するためには、事前に三次市選挙管理委員会事務局で手続きをして郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。申請は随時受け付けています。

区 分		等 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級 又は 2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級 又は 3級
	免疫、肝臓	1級 ～ 3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症 ～ 第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症 ～ 第3項症

介護保険被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

【2】代理人が投票用紙に記載することができます

【1】の「郵便等による不在者投票をすることができる方」のうち、次の表に該当し、投票用紙に自署できない方は、**あらかじめ届けられた代理人が、本人に代わって投票用紙へ記載する代理記載制度の申請をすることができます**

区 分		等 級
身体障害者手帳	上肢 又は 視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢 又は 視覚	特別項症 ～ 第2項症

※郵便等投票証明書の申請、郵便等による不在者投票の手順は裏面をご覧ください。



【申請・問い合わせ先】

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市選挙管理委員会事務局

電 話：0824-62-6195

F A X：0824-62-6289

E-mail：senkyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

【3】郵便等投票証明書の申請

次の書類を三次市選挙管理委員会あてに、郵送または持参して申請してください。証明書の発行までに時間を要する場合がありますので、早めに申請してください。

○自署による投票が可能の方

(表面【1】に該当する方)

・ 郵便等投票証明書交付申請書
(氏名欄はご本人が記入)

○代理記載人の記載により投票される方

(表面【1】【2】に該当する方)

・ 郵便等投票証明書交付申請書
(代理記載用)
・ 代理記載人となるべき者の届出書
・ 同意書及び宣誓書



区分・等級を証明するもの

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 介護保険被保険者証

のいずれか
コピー不可

※申請様式は、選挙管理委員会窓口で配布のほか、市ホームページに掲載しています。

郵便等投票証明書の有効期限は7年間です。ただし、要介護5の方は介護保険被保険者証に記載されている要介護認定の有効期限までとなります(郵便等投票証明書の有効期限が終了した場合、紛失した場合等は、新たに交付申請が必要です)。

【4】選挙時の郵便等による不在者投票の手順

- ① 選挙のつど、選挙管理委員会から事前に「投票用紙請求書」を送付します。
↓
- ② 「投票用紙請求書」が届いたら、必要事項を記入のうえ「郵便等投票証明書」を添えて、選挙期日の4日前までに選挙管理委員会に届くように返送してください。
↓
- ③ 選挙管理委員会から現住所地あてに、「投票用紙等一式と郵便等投票証明書」を送付します。※郵便等投票証明書は次回の選挙まで大切に保管してください
↓
- ④ 自宅等で投票用紙に記入し、選挙管理委員会あてに返送してください。

※選挙時に不在者投票の指定施設(病院や老人ホーム等)に入院・入所されている方については、本制度をご利用いただかなくても投票できる方法がありますのでご相談ください。

※代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、罰則の適用があります。